

— 旧藩時代の民植地の取扱 —

九大農学部 塩 谷 勉

1. 部分木仕付條例以前

藩政時代の造林地の中、収穫の分収を予約された民植地が、明治時代に持越された場合、新制度に於て部分林として取扱われたことは衆知である。又藩政時代に分収の約束が無かつた場合でも、人民の労費に成る事実の顕著なるを認めて、民植地の一部を部分林に認定した場合もある。例えば鹿児島藩の衆力山の如くである。併し民植地の殆んど全部を部分林として取扱つた熊本県(以下その主要部を占める細川藩領分を指す)はむしろ珍しいものといえる。

熊本藩は元来民林の非常に少いところであつたが、熊本県では廃藩後大部分の山林が官林と見做され、それらに対する従來の採取慣行が禁ぜられた結果、山村民が困却して官林盜伐が頻発するに至つた。県当局は救済のため、明治5年旧時の民植に係り手入保護もその人達によつてためされて来た森林に対し、或程度の伐採を許すと同時に、旧慣の持続については鋭意大蔵省に伺を出している。

大蔵省は初拂下の方針であり、部分林は官私混交で不都合なりとして嫌つたようである。幾度かの接渉の経緯を経て8年2月内務省(当時の主務官庁)は、衆力仕立山之儀は、存置官林の分は伐採毎に代金の3分の1を植栽付に下渡し、拂下官林は入札して立木代の3分の2と土地代金全部を官納させるから、箇所毎に調査の上相当代金を申出よとしている。これは後日部分林縁故決定の参考になつたと思われる。

2. 部分木仕付條例以後

明治11年3月に部分木仕付條例の発布があつたが、従前はつきりした官民部分の慣行の無かつた旧熊本藩領の民植地には、この條例は適用されなかつた訳である。併し県は既に條例発布の前後から盛んに「旧来少からぬ林地について下預りの者を定め、植栽培養すべて民力により、その報酬として竹木を品等によつて無代下渡した慣行は部分木の姿であるから、同條例に照して相当の部分を定め地所の貸下をして欲しい」旨の伺出をした。いろいろ積極的な意見を出すのであるが、なかなか採用にならず業を煮やし、本制度の運用

にも当を得ぬものがあると、明治15年3月には大いに疑問と不満とを打ちまけている。併し熊本県は根気よくも明治18年5月の伺出によつて成功を得た。即ちこの度は国有林の民植地を種類別し、その面積まで附して詳細な説明を加えて、依然旧慣の維持確認を主張し、遂に部分林としての取扱を受けることになつた。この「官林处分之儀伺」は熊本藩の林政と明治以降のそれとの紐帯を成す興味深いものである。これによつて下の通りで定つた。(1) 旧御山の新仕立山に当るものは2官1民。(2) 旧御藪は相当借地料を附して御貸下、とあつたが、明治25年10月に至つて3官7民と決定。(3) 旧里御山は3官7民。(4) 旧里御山並びに御留山中協力植栽と称する一村以上の団体の協力に係るもの7官3民。

19年から出願書を受けこれによつて処理していく。夫々部分木証券が下付され、台帳は一筆限帳として現在も各営林署の古帳簿の中に発見出来る。

旧藩時の帳簿(御山畝改帳や見図帳など)や明治初年のそれが参照されたこと勿論であるが、旧藩時一個人の名受になつているものが3官7民、部落以上の協力栽培が7官3民という線が貫かれている。

明治32年3月国有林野法が出て部分林制度確立したが、その第19條第2項による「慣行に依り収益分収を為すもの」として、以上の民植林も改めて部分林なることの確認の要を生じた。熊本大林区署は32年10月「民植林調査内規」を達しているが、それには旧藩時中の里御山、御留山、御藪などの外、管轄する大分県内諸藩にあつた預山、小預山、下刈山を部分林に調査する場合をも含めて33條に亘り細かく規定した。併し熊本藩領分の民植林の扱いは、明治18年(一部は25年)に達したそれと異ならない。

旧藩時代中期以後の造林盛行を反映して、県内で当初2~3万町歩にも上つたと、前記の伺から推定される旧慣部分林は全国でも稀有の例であつたが、今は殆んど契約解除、拂下等により消滅した。一時いろいろの問題を提供した深葉山の大部分林も、今はそのほんの一部を残して過去のものとなつた。

(文部省科学研究所による。29.6.11)